

平成 2 1 年度予算総括

1 . 平成 2 1 年度予算の基本方針

経済活力の源泉である都市について、魅力と国際競争力を高め、その再生を実現することが求められている。また、地域経済の活性化と雇用の創出等による地域の再生も求められている。

このため、都市再生・地域再生に資する土地区画整理事業について、民間による事業展開等を図りつつ、持続可能な都市の実現に向けた集約型都市構造への転換、および安全・安心な市街地形成に資する事業を推進する。

【集約型都市構造への転換】

我が国の都市は、高度経済成長と人口増加に伴う急速な都市化が進み、拡散型の都市構造となってきたが、人口増加も頭打ちとなる中で、環境と共生した持続可能な循環型社会の構築が求められており、コンパクトな市街地に改編して都市構造の集約化を実現することが必要となっている。

このため、土地区画整理事業の展開について、既成市街地の再生を重点的に推進することとして、不足する都市基盤施設の整備だけでなく、細分化している敷地や街区の統合化、共同化等を推進して、良質な都市空間の形成を図る。特に、集約型都市構造の拠点となるべき駅周辺や中心市街地等の拠点的市街地の形成を図る事業、20世紀の負の遺産の代表である密集市街地の防災性の向上を図る事業を推進する。

これらを促進するため、都市再生区画整理事業について、密集市街地又は中心市街地において移転補償費の補助限度額の拡充、拠点的市街地において狭隘道路等を解消して公益施設等を整備する事業への補助要件の緩和等を行う。

【民間による事業展開】

既成市街地内において土地区画整理事業を推進するためには、地方公共団体だけで取り組むのではなく、民間のノウハウや資力・信用等をより一層活用するとともに、民間の動向や意向に対応することが重要である。

このため、個人、組合、区画整理会社等の民間施行による事業を積極的に推進していく。

【停滞している組合事業の再生】

近年の宅地需要や地価の低迷に伴い、経営困難となっている組合も見られることから、経営実態を把握するとともに、総事業費の削減等の自助努力を含め

事業の見直しを早期に行う必要がある。

このため、国として組合経営の健全化に向けた対応方策を技術的助言としてとりまとめ、地方公共団体に周知したところであり、組合の自助努力、無利子貸付金の活用等により、早期健全化を図る。

【良好な都市環境の形成】

環境や景観への意識が高まる中、市街地整備においては歴史、文化、風土等の地域の個性を重視した美しい景観を形成することが求められているため、平成20年5月に公布された地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律等を活用しつつ、歴史的資産を活かした市街地整備を進め、土地区画整理事業において美しい景観の形成を推進する。

さらに、土地区画整理事業等と併せてまちの環境向上に資するまちづくり活動等への支援による良好な都市環境の形成を促進するため、都市環境改善支援事業（エリアマネジメント支援事業）を創設する。

また、地球環境問題に対応した低炭素型都市づくりを推進するため、都市レベルの計画策定・都市環境形成促進調査による都市環境対策等、各種先導的な取組を推進するための支援措置として、先導的都市環境形成総合支援事業（エコまちづくりパッケージ）を拡充する。

【事業実施における留意点】

事業の実施にあたっては、以下の点に留意する。

- ・事業効果の早期発現、民間投資の誘発を図るため、時間管理概念の考え方を導入して、駅前広場やまちの中核となる施設の早期供用を図ること。
- ・事業効果が広範に及ぶ事業、短期集中投資を要する事業、先導的役割を果たす事業等、国庫補助の重点化・効率化を図るとともに、事業実施にあたっては適切に新規採択時評価、再評価を行うこと。
- ・新規補助については、都市計画決定済み又は決定が確実であるものに限定すること。また、仮換地前の換地諸費については、原則として採択後5年間に限定し、早期の事業展開を図ること。
- ・長期未着手地区や事業停滞地区については、必要性・緊急性等の観点から再点検し、事業の取りやめや区域縮小を含め、必要に応じ適時適切に見直しを行うことが望ましい。

2. 土地区画整理事業関係予算総括表

(単位:百万円)

区 分	平成21年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
(一般会計)						
都市再生推進事業						
都市再生区画整理事業	8,159	3,680	8,111	3,631	1.01	1.01
エコまちネットワーク整備事業	1,063	290	1,093	300	0.97	0.97
都市開発事業調査等	298	298	413	413	0.72	0.72
計	9,520	4,268	9,617	4,344	0.99	0.98
市街地再開発事業等						
市街地再開発事業	35,511	11,890	36,119	12,087	0.98	0.98
まちづくり交付金	590,385	233,175	640,000	251,000	0.92	0.93
(社会資本整備事業特別会計業務拠定)						
土地区画整理事業資金融資	14,200	0	9,566	0	1.48	-
(行政経費)						
先導的都市環境形成促進事業	800	400	640	300	1.25	1.33
都市環境形成促進調査	50	50	-	-	皆増	皆増
先導的都市環境形成促進事業費補助金	750	350	640	300	1.17	1.17
都市環境改善支援事業	340	150	-	-	皆増	皆増

- (注) 1. 本表の他に、土地区画整理事業、土地区画整理事業調査があり、道路事業全体(事業費 3,864,752百万円(前年度 4,392,702百万円)、国費 1,746,636百万円(前年度 2,112,360百万円))の内数である。
この他に、平成21年度には地域活力基盤創造交付金 9,400億円(国費)があり、地方の要望に応じて道路整備にあてることができる。また、道路事業全体の前年度には地方道路整備補助金交付金 6,825億円(国費)がある。
2. エコまちネットワーク整備事業は、街路交通施設課所管分を含む。
3. 都市開発事業調査等は、まちづくり推進課所管分を含む。
4. 市街地再開発事業は、都市・地域整備局所管分であり、住宅街区整備事業、防災街区整備事業、都市再開発支援事業、地区再開発事業を含む。
5. 土地区画整理事業資金融資の事業費は、地方公共団体から組合等への貸付額(この2分の1を国から地方公共団体に貸付け)であり、国費は一般会計からの繰入額である。
6. 先導的都市環境形成促進事業は、街路交通施設課、公園緑地・景観課、都市計画課、都市・地域政策課所管分を含む。
7. 都市環境改善支援事業は、まちづくり推進課、公園緑地・景観課所管分を含む。

土地区画整理事業関係新規事項等

(1) 既成市街地の再生・密集市街地等の改善促進のための制度の拡充

(都市再生区画整理事業)(P.5参照)

密集市街地又は中心市街地において、事業の長期化等が懸念される事業について、公共施設整備に伴い換地設計上移転が必要となる従前建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加する。

密集市街地において、面積要件が緩和される事業について、地区内の老朽住宅棟数要件を緩和する。

(2) 既成市街地の再生・中心市街地の地域活性化の推進のための制度の拡充

(都市再生区画整理事業)(P.6参照)

拠点的作用が期待される地区において、地区内の狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業について、狭隘道路等を除いた施行前の公共用地率が15%未満の地区を補助対象に追加するとともに、換算面積要件の緩和等を行う。

(3) 土壌汚染対策への支援による事業の円滑な推進のための制度の拡充

(都市再生区画整理事業)(P.7参照)

土壌汚染対策を講じるために事業の長期化が懸念される事業について、土壌汚染調査費を補助対象とし、補助限度額の積算対象に追加する。

(4) 浸水被害対策推進のための制度の拡充

(都市再生区画整理事業)(P.7参照)

浸水対策施設整備費を補助対象とし、浸水対策施設整備費の3分の2を補助限度額の積算対象に追加する。

(5) エリアマネジメント活動の推進 (P.8参照)

土地区画整理事業等と併せて実施するまちづくり活動等への取組を推進するため、以下の支援措置を講じる。

都市環境改善支援事業 (エリアマネジメント支援事業) を創設する。

都市再開発支援事業において、計画コーディネート業務の補助対象期間について、最初の交付決定があった年度から10年間を限度に延長する。

(6) 低炭素型都市づくりの推進のための制度の拡充

(先導的都市環境形成総合支援事業 (エコまちづくりパッケージ))

(P.9参照)

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、より効率的かつ効果的な都市環境対策を推進するため、都市レベルの計画策定の支援の充実を図るとともに、新たに低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を創設する。

(3) 土壌汚染対策への支援による事業の円滑な推進のための制度の拡充
(都市再生区画整理事業)

集約型都市構造への転換に向けて、拠点的役割が期待される既成市街地における事業を推進する必要があるが、その一部において土壌汚染等が懸念される事例が見られる。

土地区画整理事業中に不測の土壌汚染が明らかになった場合、換地計画の見直し等による事業遅延や事業費増大等を招くなど、公益性の高い土地区画整理事業の大きな阻害要因となっている。

このため、都市再生区画整理事業において、土壌汚染に起因した事業リスクを軽減し、事業を円滑に推進するため、土壌汚染対策を講じるために事業の長期化が懸念される事業について、土壌汚染調査費を補助対象とし、補助限度額の積算対象に追加する。(平成21年度に限定)

(4) 浸水被害対策推進のための制度の拡充
(都市再生区画整理事業)

近年、集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、短時間に大量の雨水が流出するなど、既成市街地において浸水被害リスクが増大している。

このため、土地区画整理事業において浸水被害対策を推進し、豪雨時における浸水被害の最小化を図るため、都市再生区画整理事業において、浸水対策施設整備費を補助対象とし、浸水対策施設整備費の3分の2を補助限度額の積算対象に追加する。

3. 新規事項等の概要

(1) 既成市街地の再生・密集市街地等の改善促進のための制度の拡充 (都市再生区画整理事業)

人口減少社会に対応した集約型都市構造への転換に向けて、都市基盤施設の整備とあわせて街区の再編を行い、都市機能の集積、土地の有効利用を一層促進する必要がある。しかし、特に重点的な取組が必要とされている密集市街地や空洞化した中心市街地などにおける再整備は、十分に進んでいないのが現状である。

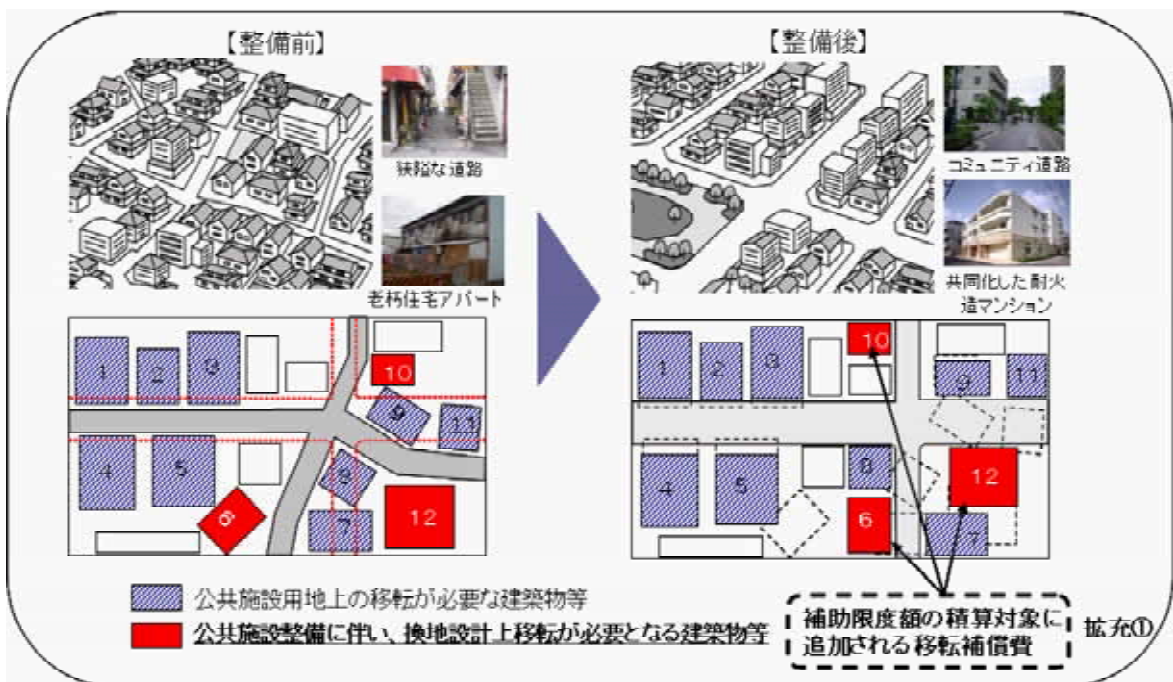
このため、これらの地区における土地区画整理事業の起ち上げ、事業の円滑化を推進するため、都市再生区画整理事業において、以下の支援措置を講じる。

密集市街地又は中心市街地活性化基本計画認定地区等において、事業の長期化等が懸念される事業について、公共施設整備に伴い換地設計上移転が必要となる従前建築物等の移転補償費を補助限度額に追加する。

(平成21年度に限定)

密集市街地において、現行で面積要件が緩和される場合においては、あわせて地区内の老朽住宅棟数要件を緩和する。

<密集市街地改善のための都市再生区画整理事業の活用イメージ>



(2) 既成市街地の再生・中心市街地の地域活性化の推進のための制度の拡充
(都市再生区画整理事業)

集約型都市構造の実現に資する拠点的作用が期待される市街地において、戦災復興等による幹線道路等の基盤施設が一定整備されているものの、街区には狭隘道路等が多く発生し敷地が細分化されているなど、まちなかへの都市機能の立地を妨げている地区が多く見られる。

このため、これらの街区内の狭隘道路等の既存公共ストックを再配置・再整備し、地域活性化に向けたまちなかの定住・交流人口の増加に資する街区形成を推進するため、都市再生区画整理事業において、以下の支援措置を講じる。

拠点的作用市街地形成重点地区において、地区内の狭隘道路、行き止まり道路を解消するとともに公益施設等を整備する事業について、補助要件を以下のとおり緩和する。

- ・狭隘道路等を除いた施行前の公共用地率が15%未満の地区を補助対象とする。
- ・換算面積について、1ha以上の場合を補助対象とする。

事業の長期化等が懸念される事業について、公益施設用地の増分の用地費の3分の1を補助限度額の積算対象に追加する。(平成21年度に限定)

< 既存公共ストックの再配置・再整備による拠点市街地形成のイメージ >



(5) エリアマネジメント活動の推進

市街地整備事業（土地区画整理事業及び市街地再開発事業）の施行地区等においては、事業を契機にまちが大きく変貌するため、事業起ち上げから当該事業と併せて当該地区におけるまちづくり活動に取り組むことが必要であり、また当該活動の実施によって事業後の良好な都市環境の維持が期待できる。

このため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等で整備される地域におけるエリアマネジメント活動を推進するため、以下の支援措置を講じる。

都市環境改善支援事業（エリアマネジメント支援事業）の創設（行政経費）

民間のまちづくりの担い手による地区レベルの都市環境改善活動（エリアマネジメント）を促進するため、国として特に推進すべき施策により都市環境が創出される地域・地区において、計画コーディネータや、公共・共用空間の利活用等を内容とする都市環境維持・改善計画の作成に加え、同計画に基づき行われるモデル的な社会実験・実証事業等の取組に対して支援する。



都市再開発支援事業の拡充

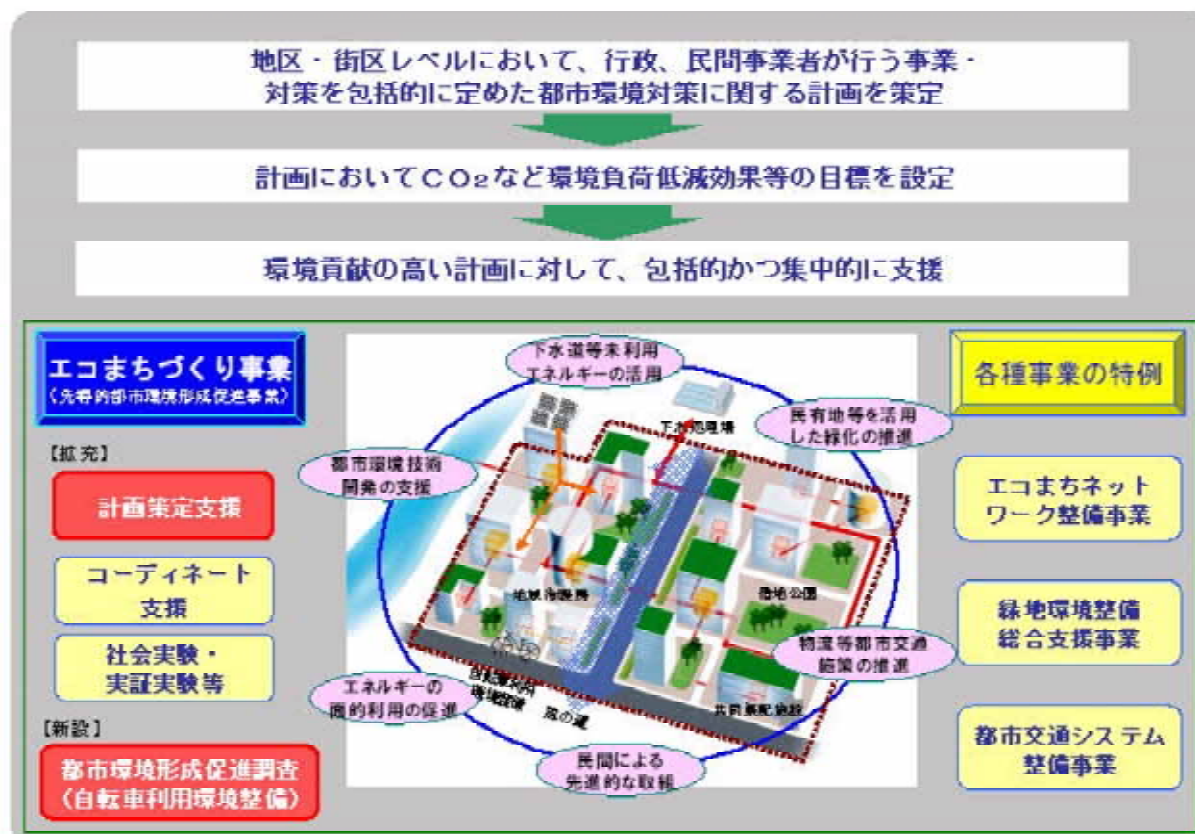
土地区画整理事業、市街地再開発事業等の事業期間が長期化している現状を踏まえ、計画コーディネータ業務の補助対象期間について、最初の交付決定があった年度から10年間を限度に延長する。（現行：5年間を限度）

(6) 低炭素型都市づくりの推進のための制度の拡充
 (先導的都市環境形成総合支援事業(エコまちづくりパッケージ)の拡充)

我が国のCO₂総排出量のうち、約2分の1が主として都市活動に起因しており、このCO₂排出量は顕著に増大する一方で、吸収源となる都市部のみどりは減少している。このことから、今後は都市政策として環境対策に取り組むことが急務である。

この観点から、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、より効率的かつ効果的な都市環境対策を推進するため、都市レベルの計画策定の支援の充実を図るとともに、新たに低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を創設し、自転車利用環境整備のための調査を実施する。

《都市環境形成のための総合的な支援事業(エコまちづくりパッケージ)拡充の概要》



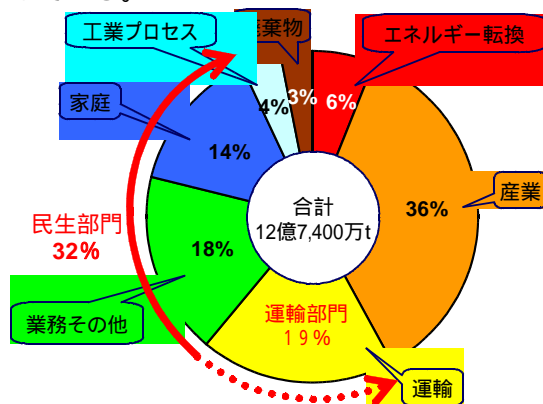
各種事業の特例等を活用するには、計画の大臣認定が必要。

環境に配慮した都市のあり方について

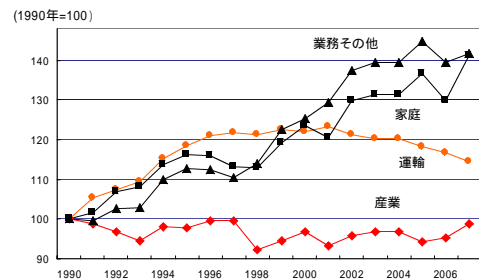
京都議定書に基づく第1約束期間が平成20年4月より開始され、2008～2012年にCO₂を始めとする温室効果ガスの排出量を1990年度比6%に抑制しなければならないが、我が国のCO₂排出量は依然として増加し続けており、削減達成が困難な状況である。また近年はポスト京都議定書の議論も始まり、抜本的な削減が求められている。このような流れを受け、社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。(第二次答申)」(平成19年7月20日)においても地球環境問題等への対応が盛り込まれるなど、今後は環境に配慮した都市づくりが重要となっている。

都市におけるCO₂排出量の現状

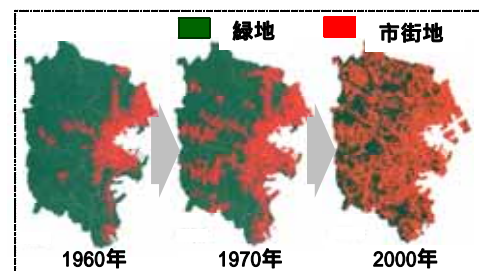
我が国のCO₂総排出量のうち、約1/2が主として都市活動に起因しており、このCO₂排出量は顕著に増大する一方で、吸収源となる都市部のみどりは減少している。



我が国の部門別の二酸化炭素排出量 (2007年度速報値)



部門別二酸化炭素排出量の推移



横浜市における緑地(樹林地、農地、草地)の推移

都市と環境に関連する最近の議論

環境モデル都市の選定及び低炭素都市推進協議会の設立

環境モデル都市の選定は、福田総理施政方針演説(平成20年1月18日)に位置づけられた取組であり、全国82件の提案の中から「環境モデル都市」6都市(横浜市、北九州市、帯広市、富山市、下川町、水俣市)が平成20年7月22日に選定されたところである。また、環境モデル都市の優れた取組の全国展開を図るとともに、低炭素社会づくりに積極的に取り組む海外の都市と連携し、わが国の優れた取組を世界に発信することを目的として、平成20年12月14日に市区町村等からなる「低炭素都市推進協議会」が設立されたところである。

京都議定書目標達成計画の見直し

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するための指針として定められた京都議定書目標達成計画は、平成20年3月28日に全面改定されたところである。目標達成のための対策と施策において、低炭素型の都市・地域デザインの中に、集約型・低炭素型都市構造実現、地区・街区レベルの対策といった都市開発に関連した事項が新たに位置付けられたところであり、都市政策としての環境対策がより一層強く求められているところである。

国際的な議論

平成20年7月に開催された北海道洞爺湖サミットにおいて、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも50%削減するという長期目標を、世界全体の目標として採択することを求めるということに合意するなど、今後も引き続き京都議定書の後の国際的枠組みづくり(ポスト京都議定書)が主要議題として議論されることが予想されている。